

浄化槽ナビゲータ運営委員会規程

特定非営利活動法人浄化槽ナビゲータ認証機構
平成 19 年 12 月 7 日制定

浄化槽ナビゲータ認証登録制度 実施要領 2-1 に規定する浄化槽ナビゲータ運営委員会 (以下「運営委員会」という) の所掌事務等は、次のとおりとする。

(審議事項)

第 1 条 運営委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 浄化槽ナビゲータ認証登録制度 実施要領
- (2) 浄化槽ナビゲータ認証登録制度 登録指針 (ガイドライン)
- (3) 運営委員会等の各種規程
- (4) 浄化槽ナビゲータ認証登録制度に必要な規程
- (5) その他、浄化槽ナビゲータ認証登録制度の運営に関する重要事項

(構成及び委員の委嘱)

第 2 条 運営委員会は 5 名以上 10 名以内をもって構成し、その委員は次に掲げる学識者などのうちから、特定非営利活動法人 浄化槽ナビゲータ認証機構 理事長が委嘱する。

- (1) 環境保全に関する学識者
- (2) 浄化槽についての専門的知識を有する者
- (3) 関係環境保全関係団体、事業者関係団体などの学識者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。再任は、この場合であっても原則として連続して 10 年を超えないものとする。

(委員長)

第 4 条 委員の互選により、委員長を選出する。

2. 委員長は、委員会を統轄する。
3. 委員長にやむを得ない事由があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員長代理が、これを代行する。

(運営委員会の開催)

第 5 条 運営委員会は、特定非営利活動法人 浄化槽ナビゲータ認証機構理事長が召集し、委員長はその議長を務める。

2. 前項の規定は、電子会議又は書類若しくは電子メールの回議によって会議を行うことを妨げない。
3. 運営委員会は、原則として年 2 回開催するものとする。

(会議の定足数及び議決数)

第 6 条 会議は、これを構成する委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事及び議決について、あらかじめ書面により意思を表示した者は、出席者とみなす。

2. 会議の決議は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(WG の設置)

第 7 条 運営委員会は、専門的事項について、調査、検討するために、必要に応じてワーキンググループ (以下「WG」という。) を置くことができる。

(規程の改廃)

第 8 条 本規程は、運営委員会において、委員の 2/3 以上の賛成によって改廃できるものとする。

附則

本規程は、制定の日から施行する。

浄化槽ナビゲータ評価認定委員会規程

特定非営利活動法人浄化槽ナビゲータ認証機構

平成 19 年 12 月 7 日

浄化槽ナビゲータ認証登録制度実施要領 2-1 に規定する浄化槽ナビゲータ評価認定委員会 (以下「評価認定委員会」という。)の所掌事務等は、次のとおりとする。

(審議事項)

第 1 条 評価認定委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業者の浄化槽ナビゲータ認証登録の可否
- (2) 浄化槽ナビゲータ審査員の資格認定の可否
- (3) 浄化槽ナビゲータ審査員の審査結果に対する異議
- (4) 事業者の浄化槽ナビゲータ認証登録の可否に対する異議
- (5) その他、事業者の浄化槽ナビゲータ認証登録に関する事項

(構成及び委員の委嘱)

第 2 条 評価認定委員会は、5 名をもって構成する。

委員会の委員は次に掲げる者などのうちから、特定非営利活動法人浄化槽ナビゲータ認証機構理事長が委嘱する。

- (1) 環境全般に関する専門家及び学識経験者
- (2) 浄化槽についての専門的知識を有する者
- (3) 自治体、ユーザー、関連産業界の代表者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。この場合にあっては、原則として連続して 10 年を超えないものとする。

(委員長)

第 4 条 委員の互選により、委員長を選出する

2 委員長は、委員会を統轄する。

3 委員長にやむを得ない事由があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員長代理が、これを代行する。

(評価認定委員会の開催)

第 5 条 評価認定委員会は、特定非営利活動法人浄化槽ナビゲータ認証機構理事長が召集し、委員長はその議長を務める。

2 前項の規定は、電子会議又は書類若しくは電子メールの回議によって会議を行うことを妨げない。

3 評価認定委員会は、必要に応じて開催するものとする。

(会議の定足数及び議決数)

第 6 条 会議は、これを構成する委員の 3 名以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 会議の決議は、全会一致を原則とする。

(規程の改廃)

第 7 条 本規程は、役員 3 分の 2 以上の賛成によって改廃できるものとする。

附則 本規程は、制定の日から施行する。

浄化槽ナビゲータ倫理委員会規程

特定非営利活動法人浄化槽ナビゲータ認証機構
平成 19 年 12 月 7 日制定

浄化槽ナビゲータ認証登録制度 実施要領 2-1 に規定する浄化槽ナビゲータ倫理委員会 (以下「倫理委員会」という) の所掌事務等は、次のとおりとする。

(審議事項)

第 1 条 倫理委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 浄化槽ナビゲータ審査員資格の一時停止
- (2) 浄化槽ナビゲータ審査員資格の取消
- (3) 浄化槽ナビゲータ審査員資格の一時停止又は取消に対する異議
- (4) その他、浄化槽ナビゲータ審査員の資格に関する事項

(構成及び委員の委嘱)

第 2 条 倫理委員会は浄化槽ナビゲータ評価認定委員会の委員の内から 3 名以内を選任し構成し、特定非営利活動法人 浄化槽ナビゲータ認証機構 理事長が委嘱する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。再任は、この場合であっても原則として連続して 10 年を超えないものとする。

(委員長)

第 4 条 委員の互選により、委員長を選出する。

2 委員長は、委員会を統轄する。

3 委員長にやむを得ない事由があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員長代理が、これを代行する。

(倫理委員会の開催)

第 5 条 倫理委員会は、特定非営利活動法人 浄化槽ナビゲータ認証機構理事長が召集し、委員長はその議長を務める。

2 前項の規定は、電子会議又は書類若しくは電子メールの回議によって会議を行うことを妨げない。

3 倫理委員会は、必要に応じて開催するものとする。

(会議の定足数及び議決数)

第 6 条 会議は、これを構成する委員全員の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 会議の決議は、全会一致を原則とする。

(規程の改廃)

第 7 条 本規程は、運営委員会において、委員の 3 分の 2 以上の賛成によって改廃できるものとする。

(附則)

本規程は、制定の日から施行する。

浄化槽ナビゲータ審査員 倫理規程

特定非営利活動法人浄化槽ナビゲータ認証機構
平成 19 年 12 月 7 日制定

特定非営利活動法人 浄化槽ナビゲータ認証機構 (以下「事務局」という) は、浄化槽ナビゲータ審査員 (以下「審査員」という) の公平公正な審査の実施及び社会的信頼の確保を図るため「浄化槽ナビゲータ審査員倫理規程 (以下「倫理規程」という)」を定める。

審査員は、本規程の主旨を理解し、遵守する他、浄化槽ナビゲータ認証登録制度実施要領、浄化槽ナビゲータロゴマーク使用規程、その他事務局が定める規程等を遵守しなければならない。

審査員がこれらの規程を遵守しなかった場合、その他審査員として不適切な行為があった場合は、事務局は、浄化槽ナビゲータ倫理委員会の審議により、審査員資格の一時停止又は取消を行うことがある。

1. 審査員の使命

審査員は、浄化槽ナビゲータ認証登録制度の目的を正しく認識するとともに、審査員としての職責を自覚し、常に公正不偏の立場を堅持して審査を行わなければならない。

2. 審査員の行動規範

審査員は、次の行動規範を遵守することによって、審査員としての適格性を維持し、その能力及び資質の改善向上を図らなければならない。

- 1) 専門性を発揮し、かつ、偏見なく公正に行動すること
- 2) 審査専門性及び事業者からの信頼を増進すること
- 3) 特定の利益を代表せず、中立であり、独立していること
- 4) 利害関係者からの一切の便宜供与を受けないこと
- 5) 浄化槽ナビゲータ認証・登録制度の信頼性を向上するよう行動すること

3. 審査員としての基本的事項

3-1 守秘義務の遵守

審査員は、浄化槽ナビゲータ認証登録制度実施要領 3-11 の規定を遵守し、審査で知り得た情報、機密等を審査員としての認定期間中はもとより、その後も第三者に漏洩してはならない。

3-2 審査対象の制限

審査員は、以下に該当する事業者の審査を行ってはならない。

- 1) 審査員が、2 年間 (例: 登録審査、中間審査、更新審査) 継続して審査を行った事業者の、次の 2 年間の審査
- 2) 審査員が、審査受審事業者に対し、過去 3 年以内に、指導・助言等のコンサルティングを行ったことがある場合。
- 3) 審査員、その配偶者及び審査員の二親等以内の親族が、受審事業者の役員又は職員であるか、過去にそうであった場合
- 4) 審査員、その配偶者及び審査員の二親等以内の親族が、受審事業者の株主、出資者、債権者又は債務者である場合

3-3 事務局の指示の遵守

審査員は、事務局の必要な指示を遵守するとともに、その協力の要請に従わなければならない。

4. 禁止事項

審査員は、関係法令などに従うほか、次の事項を遵守しなければならない。

4-1 贈答品等について

- 1) 受審事業者及びその関係者より、金品、商品券、贈答品等の供与を受けてはならない。
- 2) 受審事業者及びその関係者より、あらゆる種類の便宜供与を受けてはならない。

4-2 審査における便宜供与について

審査員は、審査に当たって必要な交通費及び旅費を、審査費用とともに請求することとし、以下の便宜供与、接待を受けてはならない。

- 1) 受審事業者及びその関係者より、電車、航空、自動車、船賃等として、金銭又は切符の供与を受けてはならない。
- 2) 受審事業者及びその関係者より、飲食及び宿泊の供与、接待を受けてはならない。

4-3 職権乱用

審査員の職権を利用した商行為又は斡旋の行為をしてはならない。

4-4 特定のコンサルティング行為

審査員は、受審事業者の、環境への取組及び環境経営システムの問題に関する意志決定過程に参画してはならない。

ただし、事業者が、登録指針の要求事項への適合及び環境への取組についての理解を深め、適切な取組ができるよう、書類審査実施時から現地審査終了時までの間に、審査員が、必要な指導・助言を行うことは審査の一環とみなされる。

5. その他

審査員は、本倫理規程を遵守するとともに、常に事務局と良好で健全な関係を維持していかなければならない。

浄化槽ナビゲータ ロゴマーク使用規程

特定非営利活動法人浄化槽ナビゲータ認証機構
平成 19 年 12 月 7 日制定

1. 総則

1.1 目的

本規程は、浄化槽ナビゲータ 認証登録制度実施要領 2-3 に基づき、浄化槽ナビゲータの認証登録を受けた認証登録事業者、認定を受けた浄化槽ナビゲータ 審査員が浄化槽ナビゲータ ロゴマーク（以下「浄化槽ナビゲータ ロゴマーク」という）を使用するに当たって必要な事項を定めたものです。

1.2 浄化槽ナビゲータ ロゴマークについて

浄化槽ナビゲータ ロゴマークの商標権（申請中）は、特定非営利活動法人 浄化槽ナビゲータ 認証機構が保有し、その管理は、特定非営利活動法人浄化槽ナビゲータ認証機構 事務局（以下「事務局」という）が行います。

1.3 浄化槽ナビゲータ ロゴマークの使用

関係者は、浄化槽ナビゲータ ロゴマークを本規程に基づき使用することができます。

2. 認証登録事業者の浄化槽ナビゲータ ロゴマークの使用

2.1 使用期間

浄化槽ナビゲータ 認証登録事業者の浄化槽ナビゲータ ロゴマークの使用期間は、認証登録証に記載された認証登録日から 2 年間とします。その後更新審査を受審し、認証登録が更新されなければ、継続して浄化槽ナビゲータ ロゴマークを使用することはできません。

2.2 認証登録番号の表示

認証登録事業者は、認証登録証に記載されている認証登録番号を浄化槽ナビゲータ ロゴマークの下段に必ず表示しなくてはなりません。

2.3 条件

使用に当たっては、以下の条件を遵守して下さい。

- 1) 認証登録事業者は浄化槽ナビゲータ ロゴマークを第三者に譲渡又は貸与することはできません。
- 2) 認証取得について、新聞・雑誌等での発表、あるいは看板等への掲示を行う場合には、認証登録範囲（認証登録証に明記されています）について明示し、誤解が生じないように配慮しなければなりません。
- 3) 浄化槽ナビゲータ ロゴマークは、認証登録の範囲内で、自社のパンフレット、カタログ、レターヘッド、社員の名刺等に表示することはできますが、製品自体又はその包装にロゴマークを付けることはできません。
- 4) 組織の一部が認証を取得している場合、組織全体が認証取得しているものと誤解を招かないよう配慮しなければなりません。
- 5) 名刺に使用する場合は、登録活動範囲の業務に従事している者のみが使用できます。

3. 審査員の浄化槽ナビゲータ ロゴマークの使用

3.1 使用期間

浄化槽ナビゲータ 審査員の浄化槽ナビゲータ ロゴマークの使用期間は、審査員は認定・登録

後から5年間とします。審査員は浄化槽ナビゲータ認証登録制度実施要領4.5で規定する審査員資格の更新がなされない場合は、継続して浄化槽ナビゲータロゴマークを使用することはできません。

3.2 認定・登録番号の表示

審査員は、審査員番号を浄化槽ナビゲータロゴマークの下段に必ず表示しなくてはなりません。

3.3 条件

使用に当たっては、以下の条件を遵守して下さい。

- 1) 審査員は浄化槽ナビゲータロゴマークを第三者に譲渡又は貸与することはできません。
- 2) 浄化槽ナビゲータロゴマークは、自らのパンフレット、レターヘッド、名刺等に表示することができます。

4. 浄化槽ナビゲータロゴマーク使用状況等の調査

事務局は、関係者に対して、浄化槽ナビゲータロゴマークの使用状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことがあります。

5. 浄化槽ナビゲータロゴマークの不正使用への対応

事務局は、浄化槽ナビゲータロゴマークが、関係者により本規程に違反し、又は不正に使用された場合には、認証登録事業者の認証登録取り消し、審査員の認定取り消しを行うほか、必要な法的措置をとることができます。